



四万十市の 成年後見制度の相談窓口

を知っていますか？

成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない方について、ご本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、ご本人を法的に支援する制度です。



身近にあるこんな困りごと、成年後見制度で解決できるかも？

▶ お金に関するトラブルが多い

- 物忘れがあり、自分でお金の管理ができない
- 悪質業者に騙されて必要のないものを買わされる

▶ サービスなどの契約が上手くできない

- 福祉サービスを利用したいが段取りが難しくできない
- 施設の入所をしたいが、書類等が書けなくて困っている

▶ 身寄りが近くにいなくて将来が不安

- 自分が認知症になったときに、サポートしてくれる人がほしい

▶ 子どもの将来が心配

- 自分が死んだあと、障害のある子どもの生活が心配

「相談窓口」にご相談ください！

☞ 成年後見制度に関するこんなサポートをしています

【相談支援】

ご本人やご家族、関係機関から相談を受けて、情報提供や必要な機関への繋ぎ支援を行います。

【手続き支援】

申立書の書き方の助言など、制度を利用しやすくするための支援を行います。

【普及・啓発】

成年後見制度の理解を深めるための研修会や勉強会などを行います。

【後見人等支援】

後見人等を務めている方へのフォローや、対応が難しいケースの検討会を開きます。

まずはご相談ください。下記のどちらの窓口でも対応できます。



相談窓口

- ▶ **高齢者支援課 地域包括支援センター** ☎ : 34-0170、FAX : 34-0567、Mail : sien@city.shimanto.lg.jp

65歳以上の方の総合相談窓口です。主に認知症の方の成年後見制度の相談支援を行っています。

- ▶ **福祉事務所 社会福祉係** ☎ : 34-1120、FAX : 34-1880、Mail : fukusi@city.shimanto.lg.jp

障害のある方の相談窓口です。知的障害や精神障害、発達障害等の方の相談支援を行っています。